

第6章 モニタリング実施要領

1. モニタリングの趣旨

モニタリングは、政策体系に定めた施策目標について、指標を定期的・継続的に測定し、それを明らかにするとともに、急激な状況の変化があった場合には実績評価等を実施できるようにすることを目的として実施する。

また、評価対象事務事業の選定・評価にあたっては、行政コストの節減・効率化の観点を踏まえつつ、これを行うものとする。

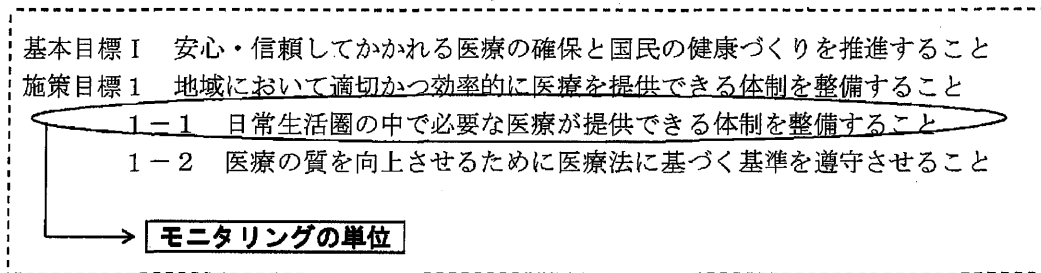
2. モニタリング対象等

(1) モニタリングの対象

実施計画においてモニタリングを行うこととされた施策目標を対象として実施する。

(2) モニタリングの単位

モニタリングは、政策体系のうち、施策目標(枝)を単位として実施する。



(3) モニタリングの時期

評価予定表に記入された年度の前年度までの実績についてモニタリングを実施する。

3. モニタリングの手順

- (1) 政策体系の施策目標の担当部局は、評価予定表に基づいて本実施要領別紙5の様式に必要な事項を記入してモニタリング結果報告書を作成し、政策評価官室に提出する。
- (2) 施策目標が複数の担当部局にまたがる場合には、主たる政策を所管している担当部局がとりまとめることとし、1つの結果報告書として政策評価官室に提出する。
- (3) 政策評価官室は、モニタリング結果報告書を取りまとめ、公表する。

記入方法

○モニタリングの対象となる施策目標等

- (1) モニタリング結果報告書の右上にモニタリングの対象とする基本目標、施策目標の番号を記入する。
- (2) 「モニタリングの対象となる施策目標」欄には、政策体系に定めた施策目標(枝)を記入する。
- (3) 日付については、モニタリング結果報告書を取りまとめる際に政策評価官室で一括して記入する。

1. 政策体系上の位置付け等

- (1) モニタリングの対象となる基本目標、施策目標とそれぞれの番号、個別目標及び主な事務事業を記入する。また、モニタリングの対象となる施策目標（枝）の部分は、字体をゴシックにして記入する。
- (2) 「施策の概要（目的・根拠法令等）」欄には、当該施策の目的及び根拠となる法令等を端的に記入する。
- (3) 「主管部局・課室」欄には、当該施策目標を達成するために実施している政策のうち主なものを所管している部局・課室名を記入し、「関係部局・課室」欄には、その他の関係する政策を所管している部局・課室名を記入する。

「モニタリングの対象となる施策目標」欄及び政策体系の記入例

(V-2-2)
 モニタリング結果報告書 評価対象の施策目標
(枝) 番号を記入
 平成 年 月

モニタリングの対象となる 施策目標	福祉から自立へ向けた職業キャリア形成の支援等 すること
----------------------	--------------------------------

1. 政策体系上の位置付け等

基本目標	V	労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること
施策目標	2	働く者の職業生涯を通じた持続的な職業キャリア形成への支援をすること
施策目標	2-2	福祉から自立へ向けた職業キャリア形成の支援等 をすること ゴシック体で記入
個別目標 1	障害者への支援を図ること	
(評価対象事務事業)		
.		
.		
個別目標 2	母子家庭の母等への支援を図ること	
(評価対象事務事業)		
.		

2. 施策目標に係る指標

(1) 「施策目標に係る指標(達成水準/達成時期)」欄には、政策体系に定めた施策目標の達成状況を評価する指標を記入する。また、欄内に当該指標の単位を括弧書きで記入するとともに、政策体系に定めた当該指標に係る達成水準及び達成時期を記入する。

達成水準又は達成時期が設定されていない場合は、原則指標として採用せず、別途参考統計欄に整理することとする。

(2) 目標達成率(実績値/達成水準)を算定し、【 】内に記入する。

達成時期を将来に設定している指標については、目標達成時期到来後に目標達成率を算定し、記入する。

また、前々年度以前についても、目標達成率の算定が可能な場合は、記入する。

※ 指標欄記入に当たっては、後述 「モニタリングにおける指標欄記入の留意点」及び「(調査名・資料出所、備考)」欄の記入方法を参照の上、記入する。

(3) 施策目標に係る指標と「3. 個別目標に係る指標等」欄に記入する指標が重複する場合は、政策評価官室と協議し、重複して記入する指標を真に限定する。

記入例(平成19年度に作成したモニタリング結果報告書I-1-2から引用し、一部加工)

2. 施策目標に関する指標

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		目標達成率を【 】で記入				
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
指標の単位を()で記入		H14	H15	H16	H17	H18
1	病院への立入検査件数 (単位: 件数) (全病院に原則年一回実施/毎年 度)	8,656 【〇〇%】	8,645 【〇〇%】	8,669 【〇〇%】	8,518 【〇〇%】	集計中
2	立入検査結果の遵守率(単位: %) (—)	96.4	96.7	96.7	97.0	集計中
(調査名・資料出所、備考)						
・指標については、年度終了後に実施主体である各都道府県等がとりまとめ、厚生労働省に報告する。厚生労働省においては、各都道府県等(※)からの報告内容に不備がないか確認してから公表している。						
・平成18年度の数値については、現在集計中であり、平成19年12月には確定値等を公表予定である。						
(※ 各都道府県のほか、保健所を設置する市又は特別区において検査を実施している。以下同様。)						
指標の性質等を簡潔に記入						
【参考】厚生労働省ホームページ http://www.mhlw.go.jp						

資料の入手先について記入

モニタリングにおける指標等欄記入の留意点

- (1) 指標は、政策体系に定めた指標のうち「個別目標に関する評価」に資する指標は、以下の定義により「アウトカム指標」、「アウトプット指標」に分類して、記入する。
アウトカム指標（極力設定）：行政の活動の結果として、国民生活や社会経済に及ぼされる何らかの変化や影響を測る指標
（例：就職件数・就職率、育児休業取得率、行政サービスに対する満足度）
アウトプット指標：行政の活動そのものや行政活動により提供されてモノやサービスを測る指標、又はそれら行政活動により提供されたモノやサービスの利用の結果等
（例：検査件数、助成金支給件数、ホームページのアクセス数）
- (2) 政策体系に定めていないもの又は達成水準等を設定していないものの目標の達成状況を把握する上で有益な統計を記入する必要がある場合は、「参考統計」欄に記入する。
- (3) 指標は、原則として過去5年間の数値を記入し、可能な限り直近の数値を記入する。評価対象年度の数値が記入できない場合は、その理由を「(調査名・資料出所、備考)」欄に具体的に記入する。また、年度を通じた数値がとれない場合又は確定した数値がとれない場合も、「(調査名・資料出所、備考)」欄に、その理由を具体的に記入する。
- (4) 支給額等の金額を指標とするものは、原則として百万円を単位とする。
- (5) 必要に応じて、予算作成時に予定した数値（予定件数、予定額等）を記載するものは、参考統計欄中の上段に実績値、下段に予算作成時の予定数値を記入し、その旨を「(調査名・資料出所、備考)」欄に記入する。

「(調査名・資料出所、備考)」欄の記入方法

- (1) 各指標欄に付随する「(調査名・資料出所、備考)」欄には、指標のもととなる調査名等を具体的に記入し、あわせて指標及び調査の特異性等がある場合には簡潔に記入する。
- (2) 複数の指標がある場合には、それぞれの指標毎に調査名等を記入する。
- (3) 可能な限り URL を記載するなどし、国民が資料を入手し易くすること。

< 記入例 >

- ・ 指標 1 は、内閣府が実施した平成 19 年度「〇〇調査」による。
- ・ 指標 2 は、(財)△△の平成 18 年度「〇〇調査」による。
- ・ 指標 1 は、平成 18 年度「〇〇調査」によるものであり、当該調査は、隔年で実施している。
- ・ 指標 1 は、事業の開始が平成 17 年度からのため、H15～H16 の欄は記載できない。
- ・ 指標 2 は、〇〇事業の終了後、当該事業参加者に対して実施したアンケート調査によるものである。(□□人に調査、回収率△△%)
- ・ 平成 17 年 4 月の制度改正により、指標の対象範囲が～～となっている。
- ・ 指標 1 の上段は実績値、下段括弧書きは予算作成時に予定した数値である。
- ・ 指標 2 は、平成 20 年度〇〇調査によるが、平成 21 年 6 月時点での速報値であり、平成 21 年 10 月に確定値等を公表予定である。

3. 個別目標に係る指標等

(1) 「個別目標に係る指標」欄には、政策体系に定めた個別目標の達成状況を評価する指標を記入する。また、欄内に当該指標の単位を括弧書きで記入するとともに、当該指標に係る達成水準及び達成時期を記入する。

なお、達成水準及び達成時期を設定していない指標には、(一)と記入する。

個別目標に係る指標が施策目標に係る指標と重複する場合は、「※施策目標に係る指標○と同じ。」と記入する。

(2) 達成水準を設定している指標については、目標達成率(実績値/達成水準)を算定し、【 】内に記入する。

達成時期を将来に設定している指標については、目標達成時期到来後に目標達成率を算定し、記入する。

また、前々年度以前についても、目標達成率の算定が可能な場合は、記入する。

※ 指標欄記入に当たっては、前述 「モニタリングにおける指標欄記入の留意点」及び「(調査名・資料出所・備考)」欄の記入方法を参照の上、記入する。

(3) モニタリング中の「評価対象事務事業」は、以下の基準により選定する。

- 会計検査院から問題点を指摘されている事業、3年以上継続している事業、多額の不用額が発生するなど政策効果が十分に発揮されていない可能性がある事業等、支出の削減・効率化の観点から評価を必要とすると考えられる事業
- ムダゼロ指摘事項において個別に指摘を受けた事業

[モニタリング中の評価対象事務事業の評価]

ア. 「個別目標を達成するための事務事業(評価対象事務事業)の評価」欄には、実績評価書様式のとおり「事務事業名」、「予算額等」、「決算額」、「実施主体」、「事業の概要・必要性(政府決定・重要施策との関連性)」、「事業(予算)実績等」及び「実施状況の評価と今後の課題」を記入する。

イ. 「予算額等」欄において、予算額は評価の対象年度(例えば、平成21年度に実施する実績評価については、平成20年度の予算額。)の金額を記入する。財源(一般会計、特別会計等)及び実施主体は、該当するものを で囲む。予算財源及び実施主体が複数に及ぶものは、該当する全ての項目を で囲む。

ウ. 「決算額」欄については、当該事務事業の評価の対象年度の決算額を記入する。

エ. 「事業の概要・必要性」欄については、事業概要を記入するとともに、当該事務事業が個別目標を達成するために必要な理由について記入し、政府決定や重要施策との関連性についても「政府決定や重要施策との関連性」欄に記入する。

オ. 「事業実績等」欄については、過去5年間の予算額(補正後)推移、予算積算上の事業数等及びその実績数等を記入する。(※)

※ 「予算積算上の事業数等」欄には、例えば予算の積算を行うにあたり単価◇◇千円のものをお〇〇施設△△カ所に設置するために必要な費用▽▽▽千円としているものの内、〇〇施設に係る△△カ所を記入するものである。また、「事業実績数等」欄には、予算で積算されていた上記の△△カ所に設置を予定したが、実際は□□カ所に設置したというように予算執行(決算)上どれだけ実施したか実績(□□カ所)を記入する。

カ. 「実施状況の評価と今後の課題」欄については、当該事務事業の実施状況等を踏まえ、個別目標の達成との関連において事務事業が果たした効果等の分析を行い評価するとともに、今後の当該事務事業の課題、見直し、改善の方向性、概算要求の方向性等について記入する。なお、見直し、改善を行う場合には期限を明記すること(「厚生労働行政の在り方に関する懇談会中間まとめ」の指摘参照)。

また、予算作成時の予定数値と実績値に大きな乖離が生じた場合は、その理由についても分析し記入する。

なお、評価にあたっては、必ず問題点等が出た原因、背景の分析を行い見直しの方向性について記入する。

(4) 各施策目標毎の個別目標、指標及び事務事業の数に応じて、枠の追加又は削除を行う。

記入例（平成19年度に作成したモニタリング結果報告書I-5-4から引用）

3. 個別目標に係る指標等

個別目標 1		被爆者の健康の保持・増進を図ること				
個別目標に係る指標		指標の性質（アウトカム又はアウトプットの別）を記入				
アウトカム指標 （達成水準／達成時期）		指標の単位を（ ）で記入				
		H14	H15	H16	H17	H18
1	被爆者健康診断受診率(単位：%) (一)	84.4	82.4	79.4	80.0	78.5
※施策目標に係る指標 1 と同じ。						
(調査名・資料出所、備考)		施策目標に係る指標と重複する場合は、その旨記入				
<ul style="list-style-type: none"> 指標 1 は、健康局総務課調べによる。 被爆者健康診断受診率は、「一般健康診断受診者数 / (被爆者健康手帳交付者数 + 健康診断受診者証交付者数)」により算出。 「被爆者健康手帳交付者」とは「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」(平成6年法律第117号) 第1条に該当する者であり、「健康診断受診者証交付者」とは同法施行令(平成7年政令第26号) 別表第3及び第4に該当する者をいう。 						
指標の性質等を簡潔に記入						

第7章 水道施設整備事業評価実施要領

基本計画、実施計画において、「水道施設整備事業の評価の実施について」（平成16年7月12日健発第0712003号）で定めるところにより事後評価の対象とすることとしたものにつき、当該要領を別添1のとおりとする。

また、当該要領の実施細目「水道施設整備事業の評価の実施について」（平成16年7月12日健水発第0712002号）及び「水資源機構事業の評価の実施について」（平成16年7月12日健水発第0712002号）を、それぞれ別添2-1及び別添2-2のとおりとする。

第8章 研究開発評価実施要領

基本計画、実施計画において、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成17年3月29日内閣総理大臣決定）に基づき事後評価の対象とすることとされた研究開発につき、当該指針を別添3のとおりとする。

また、当該指針に基づき策定された「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針」（平成17年8月25日厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定）を、別添4のとおりとする。